

「アセキノシル」「アミスルブロム」「アメトクトラジン」「イソキサベン」「イソピラザム」「イプフェンカルバゾン」「シフルメトフェン」「チアクロプリド」「フェンブコナゾール」「ミルベメクチン」「アクリナトリン」「エポキシコナゾール」「セトキシジム」「アシベンゾラル-S-メチル」「ジクロホップメチル」「トリフロキシスルフロン」「トリベヌロンメチル」「ピクロラム」「フェノキサプロップエチル」「ブタフェナシル」「フルオメツロン」及び「アトラジン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

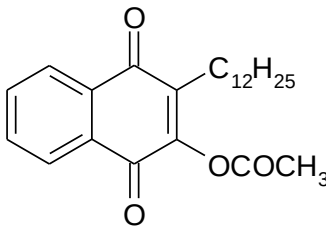
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. アセキノシル（農薬） | 12. エポキシコナゾール（農薬） |
| 2. アミスルブロム（農薬） | 13. セトキシジム（農薬） |
| 3. アメトクトラジン（農薬） | 14. アシベンゾラル-S-メチル（農薬） |
| 4. イソキサベン（農薬） | 15. ジクロホップメチル（農薬） |
| 5. イソピラザム（農薬） | 16. トリフロキシスルフロン（農薬） |
| 6. イプフェンカルバゾン（農薬） | 17. トリベヌロンメチル（農薬） |
| 7. シフルメトフェン（農薬） | 18. ピクロラム（農薬） |
| 8. チアクロプリド（農薬） | 19. フェノキサプロップエチル（農薬） |
| 9. フェンブコナゾール（農薬） | 20. ブタフェナシル（農薬） |
| 10. ミルベメクチン（農薬） | 21. フルオメツロン（農薬） |
| 11. アクリナトリン（農薬） | 22. アトラジン（農薬） |

アセキノシル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 8 月 8 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成 23 年 7 月 6 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	アセキノシル (Acequinocyl)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	ナフトキノン系の殺ダニ剤である。 ミトコンドリアの電子伝達系におけるエネルギー生産を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: かんきつ(ミカンハダニ等)、りんご(ナミハダニ等)等 今回、きく(葉)への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: かんきつ類、いちご等 カナダ基準: オレンジ、りんご等 E U 基 準: オレンジ、りんご等
		インポートトレランス要請: ホップ(EU 基準)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 19 年 7 月 13 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 9 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成 22 年 1 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 6 月 17 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.022 mg/kg 体重/day	

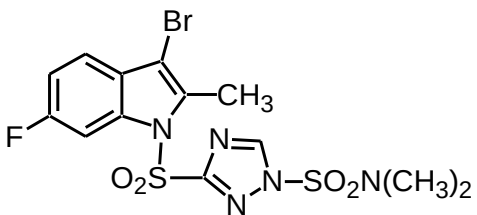
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

アミスルブロム

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年6月6日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	アミスルブロム (Amisulbrom)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤である。 ミトコンドリアの電子伝達系におけるエネルギー生産を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。	
	適用作物: トマト(疫病)、てんさい(黒根病)、キャベツ(根こぶ病)等 今回、稲、かぶ、カリフラワー、たまねぎ、ねぎ、かぼちゃ、すいか、しょうがいちじくへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準: ぶどう等
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 18 年 4 月 3 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 10 月 25 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成 21 年 1 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 9 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.1 mg/kg 体重/day	

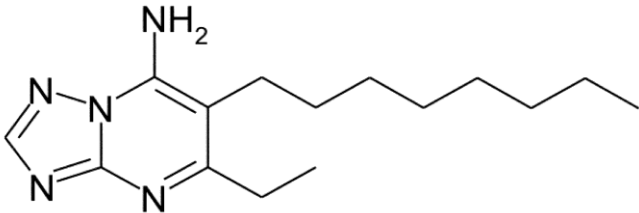
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

アメトクトラジン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年6月6日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

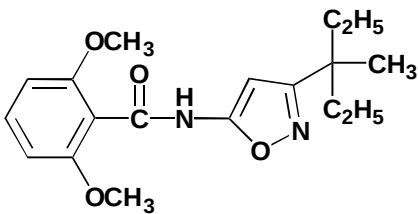
名称	アメトクトラジン (Ametoctradin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピリミジラミン系の殺菌剤である。 ミトコンドリアの電子伝達系におけるエネルギー生産を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	今回、ばれいしょ、たまねぎ、トマト、ミニトマト、きゅうり、ぶどうへの新規登録申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準: トマト、ぶどう等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イソキサベン

1. 今回の諮問の経緯
- ・平成 23 年 9 月 13 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づく インポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	イソキサベン (Isoxaben)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	詳細な作用機構は明らかになっていないが、発芽時の根部から吸収され、発育を阻害することで除草効果を示す。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: ナッツ類、ぶどう等 E U 基 準: 穀類、ぶどう等
		インポートトレランス要請: ナッツ類、ぶどう等 (米国基準)
食品安全委員会での評価等	初回	

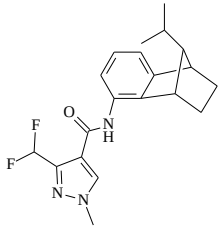
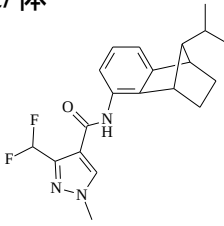
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イソピラザム

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 23 年9月8日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく
インポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	イソピラザム (Isopyrazam)	
構造式	<i>syn</i> 体  <i>anti</i> 体 	
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾールカルボキサミド系化合物由来の殺菌剤である。 ミトコンドリアの電子伝達系におけるエネルギー生産を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU 基準:小麦、大麦等 ニュージーランド基準:小麦、大麦
		インポートトレランス要請:小麦、大麦等(EU 基準)
食品安全委員会での評価等	初回	

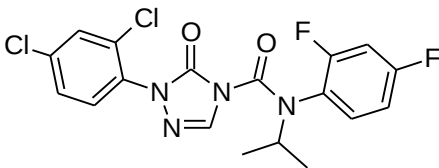
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イプフェンカルバゾン

1. 今回の諮問の経緯
- ・平成 23 年8月 10 日、農林水産省からの

農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う

基準値設定の要請を受理
2. 評価依頼物質の概要

名称	イプフェンカルバゾン (Ipfencarbazone)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリアゾリノン系の除草剤である。 植物体内での脂肪の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	今回、水稻への新規登録申請	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

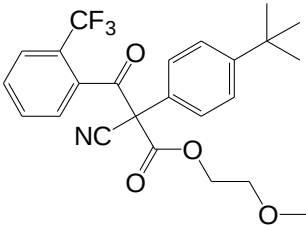
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シフルメトフェン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 23 年 8 月 29 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	シフルメトフェン (Cyflumetofen)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	ベンゾイルアセトニトリル系の殺ダニ剤である。 ミトコンドリアの電子伝達系におけるエネルギー生産を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: かんきつ(ミカンハダニ)、なし(ハダニ類)等 今回、やまのいも、食用ぎく、ピーマン、とうがん、モロヘイヤ、びわ、ぶどう、みょうがへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 17 年 10 月 21 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 4 月 19 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成 21 年 6 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 1 月 21 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.092 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

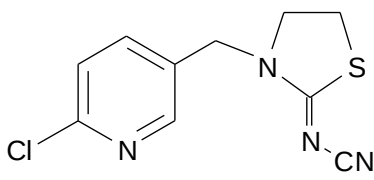
チアクロプリド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 8 月 8 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理

※ ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準の見直しに係る評価については、平成 22 年 11 月 10 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あて依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	チアクロプリド (Thiacloprid)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ネオニコチノイド系の殺虫剤である。 ニコチン作動性アセチルコリン受容体に結合し、神経の異常興奮を起こすことで殺虫作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: 稲(イネミズゾウムシ等)、きゅうり(アブラムシ類等)、りんご(カメムシ類等)、もも(アブラムシ類等)等 今回、こまつなへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	小麦、きゅうり、仁果類、核果類、畜産物等
	諸外国	米 国 基 準: 仁果類等 カナダ基準: りんご、なし等
		E U 基 準: 穀類、仁果類、核果類、畜産物等 豪 州 基 準: 仁果類、核果類等 ニュージーランド基準: アボガド、仁果類等
食品安全委員会での評価等	初回	

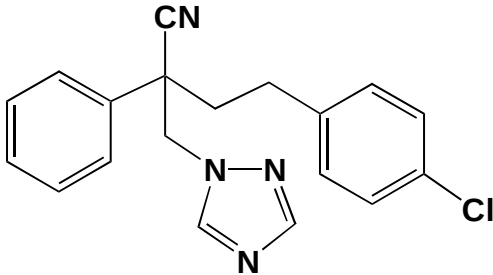
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェンブコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年9月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンブコナゾール (Fenbuconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。 菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物：りんご（黒星病）、なし（黒星病）等 今回、だいず、たまねぎへの適用拡大申請	
	使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.03 mg/kg 体重/day
	国際基準	きゅうり、メロン等
	諸外国	米 国 基 準:核果類等 カナダ基準:りんご、グレープフルーツ等 E U 基 準:穀類、仁果類、核果類等 豪 州 基 準:バナナ、ネクタリン等
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 18 年 2 月 27 日及び平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 4 月 26 日 食品健康影響評価 受理 【2】 平成 20 年 2 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 7 月 3 日 食品健康影響評価 受理 【3】 平成 22 年 9 月 9 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 4 月 22 日 食品健康影響評価 受理 ADI=0.03 mg/kg 体重/day	

JMPR : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ミルベメクチン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 8 月 10 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成 23 年 4 月 27 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づく**インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ミルベメクチン (Milbemectin)	
構造式	M.A₃	M.A₄
用途	殺虫剤	
作用機構	マクロライド骨格を有する殺虫剤である。 神経系の塩素イオンチャンネルに働き、運動麻痺させることにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: りんご(リンゴハダニ等)、なす(ハダニ類等)等 今回、さといも、せり科葉菜類、きゅうり(花・葉)、食用へちま、うめ、いちじくへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU 基準: ホップ等 豪州基準: 核果類、いちご ニュージーランド基準: アボカド等
		インポートトレランス要請: ホップ(EU 基準)、アボカド(ニュージーランド基準)
食品安全委員会での評価等	平成 17 年 11 月 8 日及び平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 4 月 2 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.03 mg/kg 体重/day	

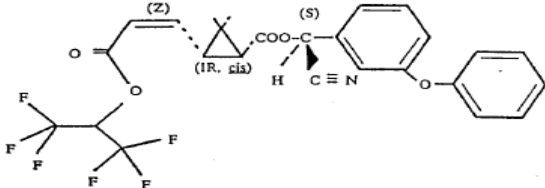
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

アクリナトリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年6月 24 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	アクリナトリン (Acrinathrin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	合成ピレストロイド系の殺虫剤である。 神経軸索のナトリウムイオンチャンネルに働き、神経系の伝達を遮断することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: なし(アブラムシ類等)、いちじく(ハスモンヨトウ等)等 今回、りんごへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	E U 基準: とうもろこし、仁果類等
食品安全委員会での評価等	初回	

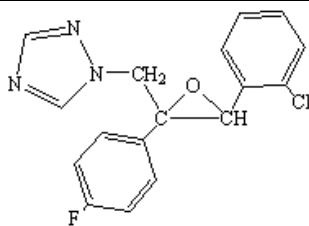
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

エポキシコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 9 月 28 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づく **インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理
- ・ **ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し**

2. 評価依頼物質の概要

名称	エポキシコナゾール (Epoxiconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。 菌の細胞膜の構成主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: バナナ、コーヒー E U 基 準: 小麦、大麦等 豪 州 基 準: 小麦、バナナ、アボカド等
		インポートトレランス要請: 小麦、大麦等 (EU 基準)、だいず等 (ブラジル基準)
食品安全委員会での評価等	初回	

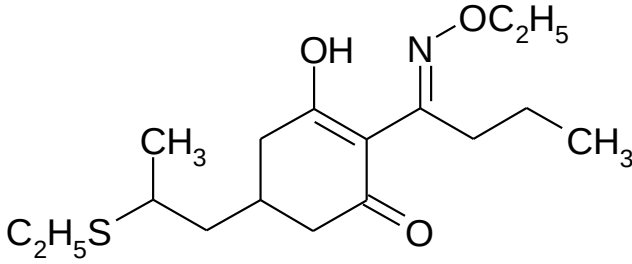
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

セトキシジム

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年6月 24 日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	セトキシジム (Sethoxydim)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	シクロヘキサジオン系の除草剤である。 植物体内での脂肪の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における 登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: てんさい(一年生雑草)、ばれいしょ(一年生雑草)等 今回、魚介類への基準値設定の要請	
	使用方法: 散布等	
国際機関、 海外での 評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: てんさい、ばれいしょ等 カナダ基準: アスパラガス、トマト等 E U 基 準: ばれいしょ、豆類等 豪 州 基 準: アスパラガス、トマト等
食品安全委員会 での評価等	初回	

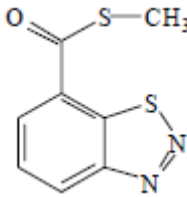
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

アシベンゾラル-S-メチル

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	アシベンゾラル-S-メチル (Acibenzolar-S-methyl)	
構造式		
用途	植物活性剤	
作用機構	ベンゾチアジゾール系の植物活性剤である。 植物が持つ防御機能を活性化することで、種々の病原菌に対する防除効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：たまねぎ、ほうれんそう等 カナダ基準：ほうれんそう、バナナ等 E U 基 準：もも、バナナ等
食品安全委員会での評価等	初回	

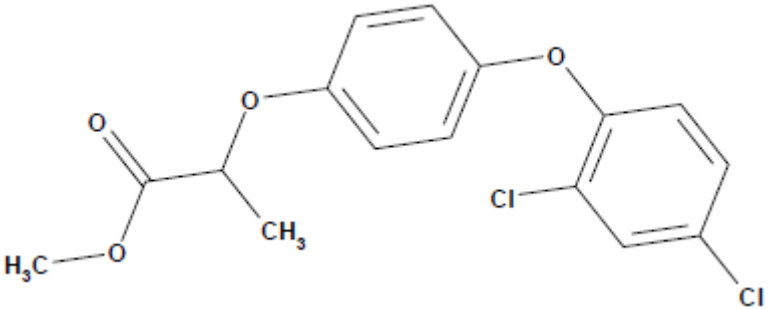
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジクロホップメチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジクロホップメチル (Diclofop-methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	植物体内での脂肪の生合成を阻害することより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：小麦、大麦 カナダ基準：小麦、大麦、ライ小麦 E U 基 準：穀類、茶等 豪 州 基 準：穀類、オイルシード類等
食品安全委員会での評価等	初回	

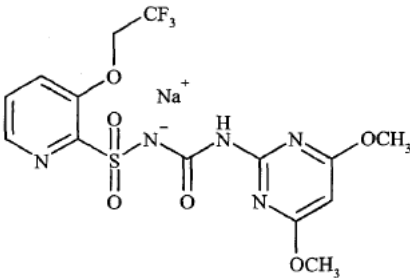
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリフロキシスルフロン

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリフロキシスルフロン (Trifloxysulfuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルフォニルウレア系の除草剤である。 植物体内でのアミノ酸の生合成を阻害することにより作用すると考えられる。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：さとうきび、かんきつ類等
食品安全委員会での評価等	初回	

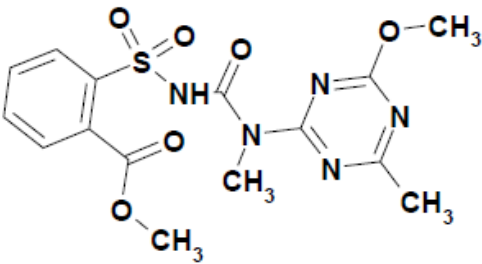
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリベヌロンメチル

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリベヌロンメチル (Tribenuron-methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルフォニルウレア系の除草剤である。 植物体内でのアミノ酸の生合成を阻害することにより作用すると考えられる。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：小麦、大麦、ひまわりの種子等 カナダ基準：大麦、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

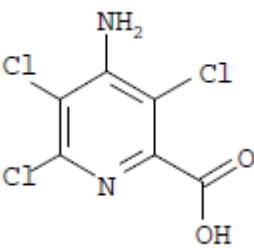
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピクロラム

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピクロラム (Picloram)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ホルモン型の除草剤であり、オーキシン作用を攪乱することにより、除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：小麦、大麦、畜産物等 カナダ基準：小麦、大麦等 E U 基 準：小麦、大麦、オート麦等 豪 州 基 準：穀類、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

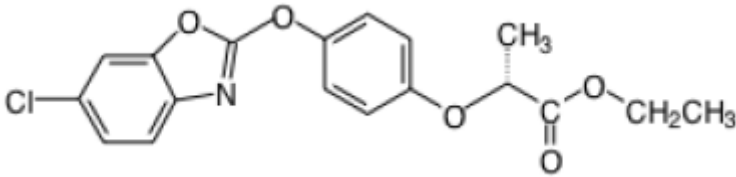
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェノキサプロップエチル

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェノキサプロップエチル (Fenoxaprop-P-ethyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	アリルオキシフェノキシプロピオナート系の除草剤である。 植物体内での脂肪の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：小麦、大麦、畜産物等 カナダ基準：小麦、大麦等 E U 基 準：穀類等 豪 州 基 準：畜産物等 ニュージーランド基準：畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

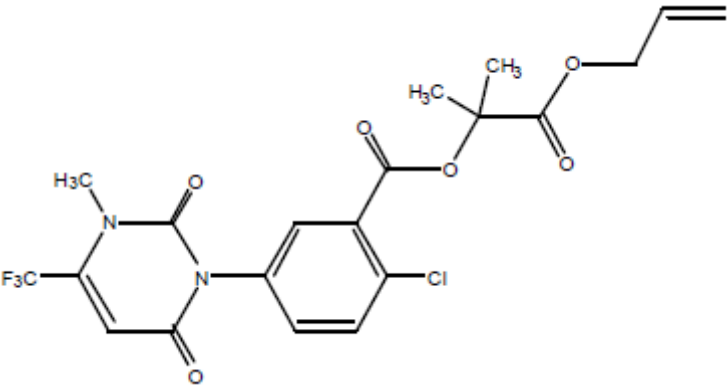
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ブタフェナシル

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ブタフェナシル (Butafenacil)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	葉緑体中のクロロフィル生合成経路における酵素の働きを抑制することにより、除草効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：綿実、畜産物
食品安全委員会での評価等	初回	

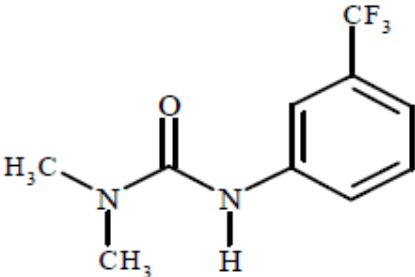
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルオメツロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルオメツロン (Fluometuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	光合成反応における電子の流れを阻害することにより、除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：綿実、畜産物等 豪 州 基 準：かんきつ類等
食品安全委員会での評価等	初回	

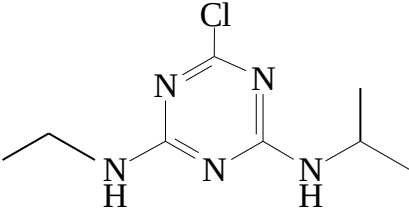
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

アトラジン

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	アトラジン (Atrazine)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	クロロトリアジン系の除草剤である。 光合成反応における電子の流れを阻害することにより、除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: とうもろこし(一年生雑草)、はとむぎ(一年生雑草)等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.02mg/kg 体重/day
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: とうもろこし、畜産物等 カナダ基準: とうもろこし等 E U 基 準: 穀類等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【アセキノシル】

- ・作物残留試験

【アミスルブロム】

- ・作物残留試験

【シフルメトフェン】

- ・作物残留試験

【チアクロプリド】

- ・作物残留試験

【フェンブコナゾール】

- ・作物残留試験

【ミルベメクチン】

- ・代謝物 (A3-PI-3) の復帰突然変異試験 (2004 年) ユーバンスラボラトリーズ [GLP]
- ・代謝物 (A4-PI-3) の復帰突然変異試験 (2004 年) ユーバンスラボラトリーズ [GLP]
- ・代謝物 (A3-PI-3) のヒト末梢血リンパ球を用いた *in vitro* 染色体異常試験 (2004 年)
 ユーバンスラボラトリーズ [GLP]
- ・代謝物 (A4-PI-3) のヒト末梢血リンパ球を用いた *in vitro* 染色体異常試験 (2004 年)
 ユーバンスラボラトリーズ [GLP]
- ・代謝物 (A3-PI-3) のマウスリンパ腫細胞を用いた *in vitro* 遺伝子突然変異試験 (2004 年)
 ユーバンスラボラトリーズ [GLP]
- ・代謝物 (A4-PI-3) のマウスリンパ腫細胞を用いた *in vitro* 遺伝子突然変異試験 (2004 年)
 ユーバンスラボラトリーズ [GLP]
- ・泌乳山羊家畜代謝試験 (2000 年) ユーバンスラボラトリーズ [GLP]
- ・オレンジの植物代謝試験 (1999 年) ユーバンスラボラトリーズ [GLP]
- ・りんごの植物代謝試験 (1998 年) ユーバンスラボラトリーズ [GLP]
- ・作物残留試験